○厚生労働省告示第三百五十五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十六年度における共同募金の実施期間を、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県にあっては平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日まで、北海道、岩手県、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県及び大分県にあっては同年十月一日から平成二十七年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百五十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省告示第十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第2の2の(1)のアに次のように加える。

(ｷ)　ＤＬＭ　ラスバンピド

第2の2の(1)のイに次のように加える。

(ﾛ)　ＤＬＭは、患者の結核菌がＩＮＨ及びＲＦＰに対して耐性を有する場合に限って使用する。ＤＬＭ以外の３剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。ただし、外科的療法を実施する場合には、ＤＬＭ以外の１剤又は２剤と併用して、これを使用することができる。

また、ＤＬＭ以外の３剤以上と併用することができないことを理由として、ＤＬＭ以外の１剤又は２剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀郡御杖村大字菅野一〇三二の五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菅野一〇三二の五九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び御杖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字立橋二三四の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町脇ノ山字野久保二三四の一、二三五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野久保二三四の一・二三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町脇ノ山字野久保二二八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野久保二二八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町足谷字土居一〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土居一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）